

各弁護士近況

大川 正二郎

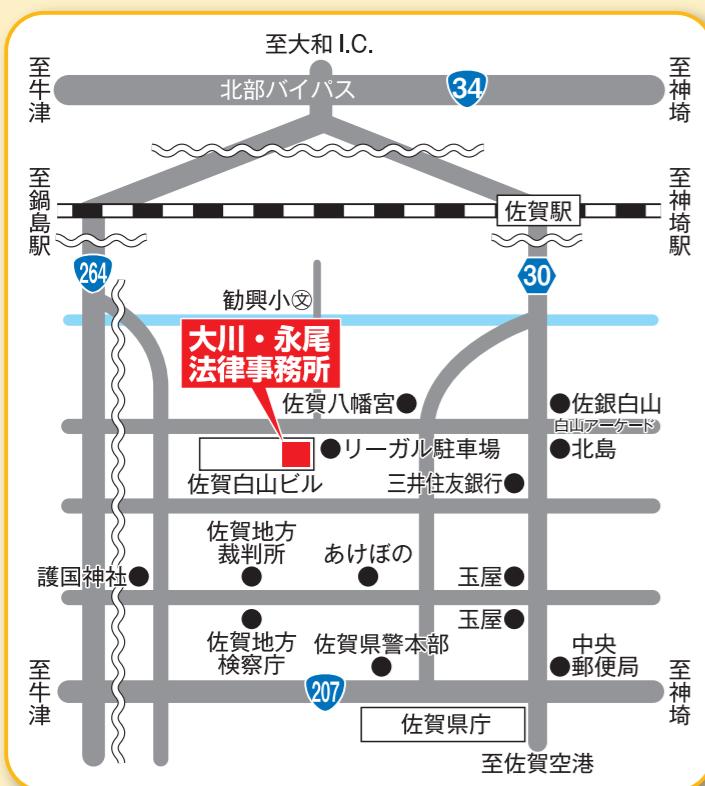
大川 正二郎 自分にもついに「還暦」の年がやってきました。若い頃は「還暦」といたら赤いちゃんちゃんこを着てお祝いを受ける「おじいちゃん」というイメージでしたが、自分が実際になってみると、「どうしてどうして自分はまだまだ若い」、いや、それよりも、もっと年上の先輩方が元気に頑張っている姿を見ると、「自分はまだまだ若輩者だ」と頭が下がる思いです。とはいっても正直なので、体と相談しつつも引き続き仕事に勉強に頑張っていきたいと決意を新たにしている今日この頃です。

永尾 竹則

永尾 竹則 昨年末から、さがの恵比寿御朱印巡りをしている妻について一緒に神社巡りをするようになりました。どの神社も境内は外の喧騒からはほど遠い静寂に包まれ、歴史を感じながら心が洗われる感覚を味わうことができます。つい最近、妻が知人の方から私の苗字と同じ字を書く神社があることを聞いてきました。永尾神社と書いて「えいのおじんじゃ」と読みます。熊本県宇城市不知火町にあり、ちょっと遠いと思いましたが、何かのご縁だと思い早速参拝してきました。海辺に静かに佇み、厳かさに身も引き締まる思いがしました。

鳥飼 亞由美

鳥飼 亜由美 最近、幼児向けTV番組「おかあさんといっしょ」に夢中になっています。洋楽ロックバンドQUEENが好きな私にとっては刺激が足りないはずなのですが、歌のお兄さん・お姉さんのほのぼのとした歌声に癒され、また、体操のお兄さん・お姉さんのキレキレの動きに毎日元気をもらっています。一般的の子供が参加できるコーナーもあるので、娘が3歳ころになったら、「おかあさんといっしょ」に出演させて、生お兄さん・お姉さんを堪能しようと今から目論んでいます。



大川・永尾法律事務所

〒840-0826
佐賀県佐賀市白山1丁目4番28号
佐賀白山ビル1階
TEL. 0952-25-5432
FAX. 0952-25-5535
URL:<http://okawa-nagao-lawoffice.jp>

業務時間
月～金 9:00～17:30
(祝日除く)

所属弁護士
大川 正二郎
永尾 竹則
鳥飼 亜由美



おたより

まつと

第 13 号

大川・永尾法律事務所



今年の冬は例年になく寒さが厳しかったように思います。去年の夏は妙にカ梅ムシが多いと感じました。カ梅ムシが多い年の冬は寒さが厳しいとどこかで聞いたことがあります、その通りだと感心してしました。

佐賀では、明治維新百五十年を記念した博覧会が始まりました。佐賀の偉人の活躍は皆さんご存知の通りですが、改めて江藤新平のことを探してみました。江藤は、明治五年四月、初代司法卿に就任し法体系の樹立を目指し司法制度を整備したことは有名です。この時に、判事、検事、明法（法律作成者）、代言人（弁護士）の設置と全国の裁判所が設置されました。また、地方官の専横や怠慢によつて人民の権利が侵害された時は、人民は裁判所に訴えて救済を求めることができるという制度も作り、官吏の汚職に対しても厳しく追及しました。江藤の弱者を守り正義を追求する姿勢には感銘を覚えます。

弁護士は基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としていますが、改めてそのことを自覚し、益々、弁護士として研鑽を積んで行かなければならぬと思つた次第です。

今後とも、よろしくお願ひ申し上げます。

遺言書が無効でも効力がある?

弁護士(弁)と飲み仲間の熊五郎(熊)の飲みニケーションシリーズ第4弾。

熊:よっ、先生、久しぶり。実は俺の友人が長悪いの末に亡くなつたんだけど、遺言書を残していたんだ。友人は妻子がなく内縁の妻だけで、兄弟姉妹が3人いるけど往来がなかつたようなんだ。遺言書には、長年世話をした内縁の妻に自宅と預金の半分をやり、預金の残り半分は経済的に苦労している末の妹にやるというんだけど、友人が手が震えて字がうまく書けねえで内縁の妻が遺言書本文を代筆し、友人が署名押印だけはなんとかしたいんだ。これで大丈夫なのかい?

弁:熊さん、残念ながらその遺言書は無効だね。友人の作成した遺言書は自筆証書遺言というんだけど、本人の署名押印が必要なだけでなく、本文から日付まですべて自筆でないとダメなんだ。内縁の妻の代筆だと本人の自筆でないでの無効になるね。

熊:えっ、それじゃ長年友人に尽くした内縁の妻はどうなるんでえ?まったく報われないんじゃあんまりかわいそうで…うぐっ(涙)

弁:やっぱり熊さんは優しいね。まあ、遺言書が無効たってそれで何もかもなくなる訳じゃないんだ。内縁の妻の場合は、友人から自分が死んだら自宅と預金の半分をやると言わされてそれを遺言書に代筆した訳だから、友人と内縁の妻の間には死因贈与という契約が成立して遺言書どおりに内縁の妻が自宅と預金の半分をもらうことができるんだ。

熊:へえ~、そりゃよかった。ところで、末の妹も預金の半分をもらえるのかい?

弁:末の妹は、友人と往来がなくて友人が亡くなつて初めて遺言書に預金の半分を自分にくれると書かれていることを知ったと思われるけど、その場合は預金の半分はもらえないね。死因贈与というのは契約なので、友人と末の妹とが友人の生前に預金の半分をやるという約束が成立してないとダメなんだ。せっかく遺言書を作るなら有効で本人の思うような結果になった方がいいから、公正証書遺言がいいだろうね。特に、友人のように字が書けなくてもある、あるいは公証役場に行けなくても、出張作成があるから大丈夫だよ。だからといって熊さんは彼女に残すことなんか考えない方がいいよ。

熊:せ、先生、な、なに言ってんだい。おれは恋女房だけでえ。(汗)



弁護士
大川 正二郎

遺産の中に骨とう品があるはずなのに明らかにならない場合の手立ては?

遺産分割の申立てをする際には、申立書とともに遺産目録を提出します。申立ての準備としては、戸籍謄本を取り寄せて相続人を確定し、被相続人の遺産に関して財産調査を行い遺産目録を作成すること等があります。例えば、被相続人の遺産には骨とう品が多数あるはずなのに、他の共同相続人がその存在を明らかにすることに協力してくれない場合には、完全な遺産目録を作成することができなくなります。

このような場合には、判明している限りで遺産目録を作成して提出することしかできませんが、これでは、遺産を正確に把握できず適正妥当な解決を図ることはできなくなってしまいます。

このように遺産目録の作成にあたり不明な点が残る場合には、判明した限りで遺産目録を作成提出し、不明な点については、家庭裁判所において事実の調査や証拠調べを通して明らかにしていくことになります。

この調査の方法としては、当事者や参考人から事情を聴いたり、必要な資料を提出させたり、必要に応じて現地に出向いて遺産の状況を確認することもあります。あるいは、必要な調査を官庁や公署その他の適当な者に依頼することもあります。さらには、このような事実調査を専門に扱う家庭裁判所調査官が調査をすることもあります。この他にも事案に応じた適切な調査方法が整備されています。

もっとも、このような調査方法があっても、当事者が、骨とう品があるはずだと主張するだけでは手掛かりがつかめず適切な調査ができませんので、その存在を裏付ける資料や情報を提出することは必要になります。その意味では当事者の協力が不可欠です。それにもかかわらずこれに協力しなかった当事者については、その主張する内容が考慮されないのも仕方がないという意味で当事者に協力義務を認めた裁判例もあるようです。ある程度資料の提出は必要ですが、手立てが全くないわけではありません。



弁護士
永尾 竹則

子供名義の預貯金も分ける?

子供が生まれたのち、子供名義の預貯金口座を作ることがあります。その口座に毎月貯金をしたり、お祝い金、お年玉、自治体からの補助金といったものをその口座に入金していた場合、子供名義の口座に貯まったお金は、離婚の際、財産分与として分けなければならないのでしょうか。

子供が所有する財産は、親が管理をしていても、子供の所有であることには変わりありませんから、子供名義の口座に貯まったお金が、子供自身の固有の財産といえる場合には、夫婦の共有財産とはならず、財産分与の対象になりません。具体的には、お小遣いやお年玉、子供の成長に応じて受け取ったお祝い金などは、子供が貯めたものとして、子供自身の固有の財産とされることが多いように思います。

他方、夫婦の収入から捻出された貯金や、自治体からの各種補助金などは、それが、夫婦から子供に贈与する趣旨で預金されたなどといえる場合でなければ、夫婦の共有財産として、財産分与の対象となりえます。

このように、実際の裁判においては、口座の中のお金が、どのようなお金なのかを吟味して、財産分与の対象になるか否か判断しているように思います。

子供のためのお金ということで、双方合意の上で財産分与の対象から外すことができればよいのですが、離婚するときには、夫婦関係がこじれていることが多いですから、離婚後の親権者がそのお金を子供のために使うかどうかを非親権者が信頼できないなど、こじれる場合もあります。

預貯金口座の出入金履歴には、その入金の原資がどのようなものであるか、その入金の趣旨がどのようなものであるかなどの情報は基本的に残りませんから、子供自身の固有の財産であると主張したい場合には、少なくとも、普段から通帳に入金の原資などを記載し、保管しておくなど、子供自身の固有の財産であると主張しやすくする工夫が必要かなと思います。



弁護士
鳥飼 亜由美